

健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例
逐条解説

平成29年3月
大分県議会

○「健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例」について

1 健康寿命の延伸について

健康は、幸福であることの判断要素として最も重要なものの1つであり、年齢を重ねても健康を維持し、生活の質（QOL）を維持することが、幸せな人生を送ることにつながります。

日本人の平均寿命はほぼ一貫して延び続けていますが、平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味します。

今後、平均寿命の更なる延伸に伴い、こうした健康寿命との差の拡大が危惧されますが、疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。

このようなことから、国においては、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」の基本的な方向として、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すため、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が重要であると捉え、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るなど各種の取組を推進することとしています。

本県においても、「第二次生涯健康県おおいた21」（大分県健康増進計画）を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標に、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人の健康づくりを社会全体で支援すること（ヘルスプロモーション）により、すべての県民が生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現をめざすこととしています。

大分県民の健康寿命（平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省））

男性 71.56歳（全国16位）

女性 75.01歳（全国10位）

大分県民の平均寿命（平成22年都道府県別生命表（厚生労働省））

男性 80.06歳（全国8位）

女性 86.91歳（全国9位）

2 条例の制定にあたって

本県では、平成27年10月に策定した大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」において、健康寿命日本一の実現を掲げ、県民参加型の健康づくり運動を展開し、今後の健康寿命の目標値を定めて各種の取組を推進していくこととしています。

平成28年6月には、県民参加型の健康づくり運動を、健康寿命日本一の実現に向けた県民運動として展開するための推進組織として、保健医療福祉関係団体、経済団体、学識経験者等で構成する「健康寿命日本一おおいた創造会議」を設置しました。

この創造会議の設置によって、各団体間の情報共有や連携・調整が促進されるとともに、「目指せ！健康寿命日本一おおいた」をテーマにしたロゴマーク・キャッチコピーの制定や、健康寿命日本一おおいた推進フォーラムの開催、健康寿命日本一おうえん企業の募集などが行われ、健康寿命日本一の実現に向けた機運醸成の第一歩が踏み出されました。

その結果、健康寿命日本一おうえん企業による健康増進の支援が行われるとともに、県内各地でウォーキングなどの健康づくりイベントが多数開催されるなど、様々な主体により、県民の健康づくりを促進する取組が行われるようになっていきます。

このような中、健康寿命日本一に向けた県民参加型の健康づくり運動を、「健康寿命日本一おおいた県民運動」として法的に位置づけ、その基本理念や、県民、県、健康づくり関係者、事業者の役割等を明らかにするとともに、県民運動の推進に関する本県の施策の基本となる事項を定めることによって、県民による主体的な健康づくりと社会全体による支援を更に促進し、もって県民運動の推進に寄与するために本条例を制定し、健康寿命日本一に繋げていきたいと考えています。

【大分県長期総合計画における健康寿命の目標値】

指 標 名		基準値 (H26年度)	目標値	
			H31年度	H36年度
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	男性	69.85歳 (H22年度)	71.80歳	73.75歳
	女性	73.19歳 (H22年度)	75.11歳	77.03歳

【「目指せ！健康寿命日本一おおいた」ロゴマーク】



<コンセプト>

- ・人が走っている（運動をしている）ポーズで元気・健康をイメージするとともに、「大分県」の「大」の文字を図案化した。
- ・赤は太陽、青色は海や川、緑は山や植物を連想させ、色で大分県の自然を表現している。

【「目指せ！健康寿命日本一おおいた」キャッチコピー】

- ・いつまででん たべち あるいち 笑おうえ
- ・すべってころばぬ大分県 ～食べて歩く 笑顔の体づくり～
- ・次は日本一の「けんこう県おおいた」、狙います！

○「健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例」逐条解説

前文

疾病や障がいの有無や程度にかかわらず、全ての県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現を図るためには、健康寿命を延伸し、生活の質の向上を図ることが重要である。

近年、少子高齢化や人口減少が進行し、所得の格差や雇用の多様化、世帯構成や食生活の変化など社会経済的な要因を背景とする健康格差が問題とされる中、健康づくりの推進は、行政主導での取組や、個人の努力だけでは容易でない状況となっている。

このような中、健康寿命を延伸するためには、メタボリックシンドロームの予防及び改善並びに喫煙による健康被害の防止を始めとして、県民自らが生活習慣病の発症予防と重症化予防のための取組を実践するとともに、地域社会全体で県民の健康を守り、支えるための環境づくりを進めることが必要であり、地域社会の構成員が各々の役割を果たしつつ、連携しながら、県民主導型の健康づくり運動を県民運動として展開することが求められている。

ここに、県民の健康寿命を延伸し、健康寿命日本一の大分県を目指す「健康寿命日本一おおいた県民運動」を推進するため、この条例を制定する。

【趣旨】

「生涯健康県おおいた」を実現するために、健康寿命日本一を目指す県民運動を、県民、県、健康づくり関係者、事業者等が一体となって推進することを目的とする本条例を制定するに至ったことを明らかにしたものです。

【解説】

- 1 健康寿命延伸の意義を述べ、その実現に向けた課題を提示するとともに、県民運動を展開することの必要性を明確にし、健康寿命日本一の大分県を目指す県民運動を推進するため、本条例を制定することを示しました。
- 2 「健康格差」は、地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差のことです。
- 3 「メタボリックシンドローム」は、内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）によって、高血圧・糖尿病・脂質異常症を進行させ、全身の動脈硬化が促進することにより、脳血管疾患や虚血性疾患等が発症しやすくなっている状態のことです。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、健康寿命日本一おおいた県民運動について、その基本理念を定め、県民、県、健康づくり関係者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条に規定する健康増進事業実施者、医療機関その他の県民の健康づくりに関する活動を行うものをいう。以下同じ。）及び事業者の役割等を明らかにするとともに、県民運動の推進に関する本県の施策の基本となる事項を定めることによって、健康寿命日本一おおいた県民運動を推進し、もって、全ての県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、本条例の概要・構成を明らかにするとともに、その目的を定めたものです。

【解 説】

本条例により、健康寿命日本一おおいた県民運動の基本理念を定め、県民、県、健康づくり関係者、事業者の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることによって、県民運動を推進し、県民の健康寿命延伸を図ることとしています。

そのことによって、全ての県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現に資することを目的としています。

(定義)

第二条 この条例において、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とする。

2 この条例において、健康寿命日本一おおいた県民運動（以下「県民運動」という。）とは、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体でそれを支援することにより、県民の健康寿命を延伸し、健康寿命日本一の大分県を目指す運動とする。

【趣 旨】

本条は、本条例の主要な用語について定義するものです。

【解 説】

「健康寿命」は、2000年にWHO（世界保健機構）が提唱した概念であり、厚生労働省が、わが国における健康寿命の定義を本条文のとおり示しています。（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示430号））

大分県長期総合計画における健康寿命の数値（年齢）は、厚生労働省が3年ごとに実施する国民生活基礎調査の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の質問に対して「ある」の回答を不健康な状態と定義し、統計上の手法で算出した「日常生活に制限のない期間の平均」によるものです。

(県民運動の基本理念)

第三条 県民運動は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 県民一人ひとりが、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう、主体的に取り組むこと。
- 二 県、市町村、健康づくり関係者、事業者など地域社会の構成員が、県民の健康寿命を延伸するための各々の役割を自覚するとともに、相互に連携協力し、地域社会全体として、必要な支援や社会環境の整備に取り組むこと。

【趣 旨】

本条は、県民及び地域社会の構成員が県民運動に参画する際の基本理念を定めたものです。

【解 説】

県民運動の基本的な理念を示し、共有することが効果的な取組へとつながることから、基本理念を明らかにしました。

(県民の役割)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次の取組を中心として、積極的に県民運動に参画し、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

- 一 各種健診等による健康状態の把握
- 二 適切な栄養情報の取得及び食生活の改善
- 三 身体活動及び運動の実施
- 四 適切な休養の取得及びこころの健康づくり
- 五 喫煙及び飲酒による健康被害の防止
- 六 歯及び口腔の健康づくり
- 七 生活習慣病の発症予防及び重症化予防

【趣旨】

本条は、県民運動における県民の役割について定めたものです。

【解説】

- 1 県民が自らの心身の状態等に応じて健康づくりに取り組むことが重要であるため、その基本となる7項目を県民の役割として示しました。
- 2 第1号の「各種健診等」とは、職場における定期健康診断、特定健康診査、がん検診、人間ドックなどを指します。
- 3 第2号の「適切な栄養情報の取得」の具体的な内容としては、行政や各種団体、事業者などによる栄養情報の発信を積極的に受信していただくことや、弁当や総菜を入手する際、カロリーなど栄養成分の表示を参考にすることなどが挙げられます。
- 4 第2号の「食生活の改善」の具体的な内容としては、食塩の摂取量を減らすこと、野菜の摂取量を増やすこと、夕食後における間食の頻度を減らすこと、朝食を毎日食することなどが挙げられます。
- 5 第3号の「身体活動」は、安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する全ての動きのことをいいます。
- 6 第3号の「運動」は、身体活動のうち、体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施するものをいいます。
- 7 第4号の「適切な休養の取得及びこころの健康づくり」の具体的な内容としては、十分な睡眠時間を確保すること、趣味やボランティア活動など「心の張り」を持つこと、不満、悩み、苦労、ストレスなどを処理するための適切な対処法を身につけることなどが挙げられます。
- 8 第5号の「喫煙及び飲酒による健康被害の防止」のうち、「喫煙による健康被害の防止」の具体的な内容としては、禁煙すること、分煙により受動喫煙を防止すること、未成年者や妊娠中の女性の喫煙をなくすことなどが挙げられます。
- 9 第5号の「喫煙及び飲酒による健康被害の防止」のうち、「飲酒による健康被害の防止」の具体的な内容としては、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしないことや、未成年者や妊娠中の女性の飲酒をなくすことなどが挙げられます。
- 10 第6号の「歯及び口腔の健康づくり」は、歯科疾患の予防等により歯と口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はそれらの機能を維持し、若しくは向上させることをいいます。その具体的な内容としては、正しい歯磨きを行うこと、フッ化物を使用した虫歯予防を行うこと、歯科健診を受診することなどが挙げられます。
- 11 第7号の「生活習慣病の発症予防及び重症化予防」について、「生活習慣病」は「食習慣、

運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」をいいます。
「生活習慣病の発症予防及び重症化予防」の具体的な内容としては、第1号から第5号までに規定している取組を実施すること、正しい知識を身につけ生活習慣を改善することなどが挙げられます。

(県の責務)

第五条 県は、基本理念にのっとり、県民運動の推進に関する計画及び施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、県民運動の推進に関する計画及び施策の策定及び実施にあたっては、広く県民の意見が反映されるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民運動における県の責務について定めたものです。

【解説】

- 1 県は、県民運動における自らの責務を自覚し、他の地域社会の構成員と連携・協力して、必要な支援や社会環境の整備に取り組みます。
- 2 第1項の「県民運動の推進に関する計画」は、平成25年3月に策定した「第二次生涯健康県おおいた21」(大分県健康増進計画)を指します。この計画では、平成25年度から34年度までの10年間において、食生活や運動、喫煙等の各分野ごとに健康指標と目標値を設定し、重点的に取組を推進することとしています。
- 3 第2項の「広く県民の意見が反映されるよう努める」ための手法として、パブリックコメントや、関係者からの意見聴取などが考えられます。

(県と市町村の協力)

第六条 県と市町村は、県民運動の推進に関する計画及び施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

【趣旨】

本条は、県民運動における県と市町村の協力について定めたものです。

【解説】

- 1 健康増進法(平成十四年八月二日法律第百三号)第5条の規定により、「県と市町村は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」と定められています。
- 2 連携・協力の一環として、本県、大分県市長会及び大分県町村会は、健康寿命日本一おおいた創造会議(第9条参照)に参加し、連携・協力しながら県民運動の推進に取り組んでいます。

(健康づくり関係者の役割)

第七条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民運動に積極的に協力し、県民に対する健康づくりに関する十分かつ的確な情報の提供及び県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民運動における健康づくり関係者の役割について定めたものです。

【解説】

- 1 「健康づくり関係者」は、県民運動における自らの役割を自覚し、他の地域社会の構成員と連携・協力して、必要な支援や社会環境の整備に取り組むよう努めます。
- 2 「健康づくり関係者」は、以下の団体や個人を指します。
 - (1) 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条に規定する健康増進事業実施者（具体的には、以下の団体です。）
 - ①健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
 - ②船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
 - ③国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
 - ④国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
 - ⑤地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
 - ⑥私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
 - ⑦学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により健康増進事業を行う者
 - ⑧母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定により健康増進事業を行う市町村
 - ⑨労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定により健康増進事業を行う事業者
 - ⑩高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
 - ⑪介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定により健康増進事業を行う市町村
 - ⑫健康増進法の規定により健康増進事業を行う市町村
 - (2) 「医療機関その他の県民の健康づくりに関する活動を行うもの」（具体的には、以下の団体や個人が含まれます。）
 - ①医療機関
 - ②教育機関
 - ③健診及び保健指導実施機関
 - ④福祉関係機関
 - ⑤保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会 等）
 - ⑥保健医療分野に携わる法人（健康財団 等）
 - ⑦保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、健康運動指導士 等）
 - ⑧健康づくりに取り組む地域団体その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの（母子愛育会、地域婦人団体、老人クラブ、PTA、食生活改善推進協議会、健康運動指導士、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員 等）
- 3 健康づくり関係者による「県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備」の具体例としては、保健指導・健診の実施及びその受診を促進する活動、セミナーなどの開催による健康

知識の普及啓発、運動機会の提供などが挙げられます。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県民運動に積極的に協力し、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備及び県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民運動における事業者の役割について定めたものです。

【解説】

- 1 「事業者」は、県民運動における自らの役割を自覚し、他の地域社会の構成員と連携・協力して、必要な支援や社会環境の整備に取り組むよう努めます。
- 2 「事業者」は、他者を使用して事業を行うものをいいます。
- 3 「使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備」の具体例としては、
 - ・従業員が健康診断を受診し、その結果を把握することができるようにすること
 - ・社内での呼びかけや事業所の健康リスク把握など、事業主が主導的に健康づくりを推進すること
 - ・事業所の建物・敷地内を禁煙にするなど、受動喫煙の防止措置を講じること
 - ・健康づくりに関する情報を社員に定期的に提供すること
 - ・社内健康イベントの開催又は社外健康イベントへの参加など、事業所ぐるみで健康増進の取組を行うことなどが挙げられます。
- 4 「県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備」の具体例としては、
 - ・減塩や低カロリーなど健康に配慮した食を開発・普及すること
 - ・ウォーキング大会などスポーツイベントの開催や参加賞の提供、スポーツ用具の無料貸し出し、トレーニング指導などにより、運動の機会を提供すること
 - ・健康づくりに関するイベントやセミナーの開催、講師派遣、パンフレットの配布などによる啓発を実施すること
 - ・マスメディアを活用して健康情報を発信することなどが挙げられます。

第二章 施策

(健康寿命日本一おおいた創造会議の設置)

第九条 県は、県民運動を推進するため、その推進組織として、保健医療福祉関係団体、経済団体、学識経験者等で構成される健康寿命日本一おおいた創造会議を設置するものとする。

- 2 健康寿命日本一おおいた創造会議の運営に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民運動の推進組織となる「健康寿命日本一おおいた創造会議」について定めたものです。

【解説】

- 1 「健康寿命日本一おおいた創造会議」は、平成28年6月に設置されました。

この創造会議は、下記の事項を所掌しています。

- ・ 県民の健康づくりに関する事業の推進、連携及び調整に関すること。
- ・ 県民に健康づくり実践行動を呼びかけ、県民運動を誘起すること。
- ・ その他県民の健康づくりに必要な事項の推進に関すること。

2 知事は、「健康寿命日本一おおい創造会議設置要綱」により、その運営に必要な事項を定めています。

(県による支援)

第十条 県は、県民運動を推進するため、県民、健康づくり関係者、事業者、市町村等に対し必要な情報を適切に提供するとともに、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県による県民運動を推進するための支援について定めたものです。

【解説】

県は、各種の取組によって、情報提供や助言・交流の機会の提供その他必要な支援を実施します。現在の取組内容のうち、代表的なものは下記のとおりです。

- ・ 健康寿命日本一おおい創造会議の開催
- ・ 生涯健康県おおい21推進協議会の開催
→「第二次生涯健康県おおい21」(大分県健康増進計画)を効果的に推進するため、計画の推進と評価・見直し等を実施するための協議会を開催
- ・ 「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間の実施
- ・ 健康経営事業所の認定、登録及び支援
→ 巡業員の健康づくりに取り組む事業所を認定・登録し、その取組を支援
- ・ 生活習慣実態調査
→ 県民の生活習慣の実態調査を実施し、調査結果を市町村等に情報提供

(推進月間)

第十一条 県は、県民運動の推進について県民の関心と理解を深めるとともに、県民一人ひとりが自ら健康づくりを実践する契機とするため、県民運動の推進月間を設ける。

2 前項に定める推進月間は、10月とする。

【趣旨】

本条は、県民運動を推進する機運を高めるため、イベントや啓発活動を重点的に実施する推進月間について定めたものです。

【解説】

県は、平成27年から、県民一人ひとりの健康づくりに対する理解を促進し、県民運動の機運醸成を図るため、毎年10月を「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間と定めており、県内各地で様々な行政機関、企業、団体がイベントや啓発活動を実施しています。

(事業者の公表及び表彰)

第十二条 知事は、積極的に健康づくり活動を行うなど、県民運動の推進に寄与している事業者を公表し、又は表彰することができるものとする。

【趣旨】

本条は、県民運動における事業者の取組を促進するため、知事が、県民運動の推進に寄与している事業者を公表又は表彰できることを定めたものです。

【解説】

公表や表彰は事業者のモチベーションを高めるために有効です。

知事は、従業員の健康づくりを支援する事業所を健康経営事業所として認定・公表するとともに、健康経営事業所のうち、県下事業所に広く模範となり、今後も継続した取組が期待できる事業所を「優秀健康経営事業所」として表彰しています。

また、大分県民の健康寿命延伸を応援する企業を、「健康寿命日本一おうえん企業」に認定、登録し公表しています。

(調査等の実施)

第十三条 県は、県民運動の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び研究を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県が、県民運動の推進に必要となる調査や研究を行うことを定めたものです。

【解説】

県は、県民運動を推進するために必要な各種の調査や研究を適宜実施し、その結果を施策の策定や実施に生かしていきます。

(財政上の措置)

第十四条 県は、県民運動の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民運動の推進に関する施策を策定・実施するために、県が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものです。

【解説】

県民運動を推進するためには、施策の策定や実施に係る予算を確保することは重要であることから、必要な経費の予算化に努めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に健康増進法第8条第1項の規定により定められている計画は、第5条の規定により定められた計画とみなす。

【解説】

- 1 本条例は公布の日（平成29年3月14日）に施行されます。この条例は、県民等に法的義務を課すものではないことから周知期間を置かず施行するものです。
- 2 本条例が施行されると、第5条第1項の規定により県は計画を策定する必要がありますが、現在既に「第二次生涯健康県おおいた21（大分県健康増進計画）」が策定されていますので、この計画を本条例に定める計画とみなすこととしています。

